

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起
がと日
にはそ
る翌日
のくじ)

◇参議院地方選出議員補欠選舉長告示

参議院地方選出議員補欠選舉において候補者一人につき
選舉運動に関して支出できる金額
選舉において選舉立会人となるべき者が十人を越えると
き等のくじを行う場所等

目次

◇選管告示 参議院地方選出議員補欠選舉の実施

参議院地方選出議員補欠選舉における選舉長等の選任

参議院地方選出議員補欠選舉における選舉長が事務を行う場所

参議院地方選出議員補欠選舉における立会演説会の開催計画

参議院地方選出議員補欠選舉における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

参議院地方選出議員補欠選舉に用いる投票用紙の様式

参議院地方選出議員補欠選舉における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院地方選出議員補欠選舉における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院地方選出議員補欠選舉における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院地方選出議員補欠選舉における選挙会の場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第一百十三条第一項の規定に基づき、参議院鳥取県選出議員の欠員に伴う参議院地方選出議員補欠選舉を昭和五十六年十一月一日に行うので、同法第三十四条第六項及び第一百十三条第一項の規定により告示する。

なお、選挙すべき議員の数は、一人である。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長　岡　部　正　夫

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選舉における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十

五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十一条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 立会演説会を開催する予定の日時及び会場
班別編成の方法による。

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号	
選挙長	選挙長の職務代理人
米子市西福原一 一六三番地四	岡部 正夫
鳥取市西品治八六一番地一	片山 善博

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における選舉長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号	
鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号	昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。
十月二十三日 金 午後七時	境港市 境港市民会館ホール
十月二十四日 木 午後七時三十分	米子市 米子市公会堂大ホール
十月二十五日 金 午後七時	西伯町 西伯町中央公民館大集会室
十月二十六日 土 午後七時	東伯町 東伯町農村環境改善センター大会議室
十月二十七日 日 午後七時三十分	三朝町 東郷町公民館大講堂
十月二十八日 月 午後七時	三朝町 山村開発センター町民大集会室
十月二十九日 火 午後七時三十分	倉吉市 東郷町公民館大講堂
十月三十日 水 午後七時	名和町 名和町公民館講堂
十月三十一日 木 午後七時三十分	西伯町 東伯町農村環境改善センター大会議室
十一月一日 金 午後七時	境港市 境港市民会館ホール

日	曜日	開始時刻	開催市町	会場
十月十三日	火	午後一時三十分	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
十月十四日	水	午後七時	岩美町	岩美町中央公民館講堂
十月十五日	木	午後七時三十分	若桜町	若桜町山村開発センター集会室
十月十六日	金	午後七時	智頭町	智頭町中央公民館大集会室
十月十七日	土	午後七時	鳥取市	鳥取市立遷喬小学校講堂
十月十八日	日	午後七時	若桜町	若桜町山村開発センター集会室
十月十九日	月	午後一時三十分	氣高町	氣高町公民体育館
十月二十日	火	午後七時	東郷町	東郷町公民館大講堂
十月二十一日	水	午後七時	三朝町	三朝町山村開発センター町民大集会室
十月二十二日	木	午後七時	倉吉市	倉吉福祉会館ホール
十月二十三日	金	午後七時三十分	東伯町	東伯町農村環境改善センター大会議室
十月二十四日	土	午後七時	名和町	名和町公民館講堂
十月二十五日	日	午後七時	西伯町	西伯町中央公民館大集会室
十月二十六日	月	午後七時	境港市	境港市民会館ホール

3 昭和56年10月9日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第48号

十月二十四日	土	午後一時三十分	日南町	日南町中央公民館大集会場
十月二十五日	日	午後七時	日野町	日野町山村開発センター 大集会室
		午後一時三十分	米子市	米子市立義方小学校体育館

三　一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数　　五人以内

演説の時間　　四十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号
昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長　岡　部　正　夫

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長　岡　部　正　夫

一　日時　昭和五十六年十月十日　午後五時十分
二　場所　鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

裏
折目表
折目

候補者氏名	注意
	一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

昭和五十六年執行 参議院地方選出議員補欠選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------------------------	---------------------

備
考

表

1 用紙は、白色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
--

昭和五十六年執行 参議院地方選出議員補欠選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------------------------	---------------------

5 昭和五十六年10月9日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日 時 昭和五十六年十月十二日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日 時 昭和五十六年十月十一日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県府

二 日 時 昭和五十六年十一月四日 午前十時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における選

挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日 時 昭和五十六年十月十二日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、壱阡五百五拾万八阡百円があるので、同法第二百九十六条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長 岡 部 正 夫

発行所 烏取市東町一丁目二二〇番地

取

県

【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】

一 場所 烏取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和五十六年十月二十九日 午後五時十分